

東大和市税条例等の一部を改正する条例

(東大和市税条例の一部改正)

第1条 東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条中「、その税金」を「その税金」に、「延長の」を「延長が」に、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号までに改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第43条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」、第84条第1項」を「第84条第1項」に改め、同条第3号中「第43条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」、第84条第1項」を「第84条第1項」に、「、その」を「その」に、「翌日」を「日の翌日」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第43条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第43条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第38条の2の見出し中「これ」を「これら」に改め、同条第1項中「、所得税」を「所得税」に、「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「とその」を「をその」に、「、第36条」を「第36条」に改め、「次項」の次に「及び第4項」を加え、「年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント」に改め、同条第3項中「所得に」を「所得税に」に、「第1項に」を「同項に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲

げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第36条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第43条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で当該」を「場合において、当該」に、「年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で当該」を「場合において、当該」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該

修正申告書の提出期限)までの期間

第43条の2第2項中「、法第321条の8」を「法第321条の8」に、「についても」を「がある場合には」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に、「年7.3パーセント」を「、年7.3パーセント」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第45条第2項第1号を次のように改める。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）

第47条の3中「又は第12号」を「若しくは第12号」に改め、「固定資産」の次に「又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」を加え、「申告書を当該」を「申告書を、当該」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第47条の6中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第70条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第122条の3第2項第1号を次のように改める。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

第146条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に、「、法第343条」を「法第343条」に改める。

付則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第31条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

付則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2

項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する固定資産税の課税標準に係る市の条例で定める割合は、5分の4とする。

付則第10条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

付則第16条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第18条の3の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「付則第18条の3の2第1項」を「付則第18条の3の3第1項」に改め、同項第2号中「、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「付則第18条の3の2第1項」を「付則第18条の3の3第1項」に改め、同項第3号中「付則第18条の3の2第1項」を「付則第18条の3の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」

に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「付則第18条の3の2第1項」を「付則第18条の3の3第1項」に改め、同条第3項中「第30条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「付則第18条の3の2第3項」を「付則第18条の3の3第3項後段」に改め、同項第2号中「付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「付則第18条の3の2第3項」を「付則第18条の3の3第3項後段」に改め、「第31条の9第1項中「第30条第4項」とあるのは「付則第18条の3の2第4項」と」を削り、同項第3号中「付則第18条の3の2第3項」を「付則第18条の3の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「付則第18条の3の2第3項」を「付則第18条の3の3第3項後段」に改め、同条第6項中「付則第18条の3の2第3項」を「付則第18条の3の3第3項前段」に改め、同条を付則第18条の3の3とし、付則第18の3の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の3の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第30条及び第31条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第31条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第31条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第18条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、

第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第32条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第18条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第18条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第30条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第31条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第31条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の

3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第33条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第33条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第31条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第18条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第32条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第18条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第18条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第18条の9の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

第18条の10 法附則第15条第42項に規定する都市計画税の課税標準に係る

市の条例で定める割合は、5分の4とする。

付則第19条から付則第22条の2まで、付則第22条の4及び付則第22条の5中「第20項」を「第19項」に改める。

付則第22条の8中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(東大和市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東大和市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「新条例第70条及び新条例」を「東大和市税条例第70条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第70条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第70条第2号ア（ウ）	6,900円	5,500円
a	10,800円	7,200円
第70条第2号ア（ウ）	3,800円	3,000円
b	5,000円	4,000円
付則第16条第1項	第70条	東大和市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） 附則第6条の規定により読み替えて適用される第70条
付則第16条第1項の表 第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第70条第2号ア（イ）
	3,900円	3,100円
付則第16条第1項の表 第2号ア（ウ）aの項	第2号ア（ウ）a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第70条第2号ア（ウ）a
	6,900円	5,500円

	10,800円	7,200円
付則第16条第1項の表 第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則 第6条の規定により読み 替えて適用される第70 条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第3条 東大和市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表中「第1条の規定」を削り、同条第7項中「、新条例」を「、東大和市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表中「第43条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第84条第1項」を「第84条第1項」に、「、その」を「その」に、「第87条」を「第87条第1項」に改め、同条第10項の表、同条第12項の表及び同条第14項の表中「第87条」を「第87条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中東大和市税条例第45条第2項第1号、第47条の3、第47条の6、第122条の3第2項第1号及び第146条第2項の改正規定並びに同条例付則第10条の2の改正規定、同条例付則第10条の3第9項第5号の改正規定、同条例付則第18条の9の次に1条を加える改正規定並びに同条例付則第19条から第22条の2まで、付則第22条の4及び付則第22条の5の改正規定並びに同条例付則第22条の8の改正規定並びに第3条中東大和市税条例の一部を改正する条例附則第6条の改正規定（同条第7項中「、新条例」を「、東大和市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表中「第43条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第84条第1項」を「第84条第1項」に改める部分を除く。）並びに附則第3条の規定及び附則第4条の規定 公布の日
- (2) 第1条中東大和市税条例第70条の改正規定及び同条例付則第16条の改正規定並びに第2条の規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中東大和市税条例付則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）第38条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第38条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 2 新条例付則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例付則第18条の3の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第43条第5項及び第43条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第43条第3項又は第43条の2第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 2 新条例付則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例付則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例付則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取

得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例付則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例付則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例付則第18条の10の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。